

審 査 基 準

令和 7 年 7 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 9 4 条第 2 項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）： 熊本県公安委員会（仮免許証の再交付については、熊本県警察本部長）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第 2 1 条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準： 判断基準は、上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 再交付の申請が、当該申請に係る運転免許証を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合 熊本県警察本部運転免許課 1 日（申請の当日中） 熊本県警察本部運転免許試験課 1 日（申請の当日中） 警察署又は八代警察署氷川幹部交番 1 4 日
申 請 先： 仮免許証以外については、熊本県警察本部運転免許課（熊本県運転免許センター窓口）、警察署又は八代警察署氷川幹部交番 仮免許証については、熊本県警察本部運転免許試験課（指定自動車教習所経由で交付を受けた場合は、当該指定自動車教習所）
問 合 せ 先： 仮免許証以外については、熊本県警察本部運転免許課（電話番号：096-233-0110） 仮免許証については、熊本県警察本部運転免許試験課（電話番号：096-233-0116）
備 考：